

古賀市監査委員告示第3号

令和7年1月21日付で受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定に基づく事務監査請求について、同条第3項の規定に基づき監査を行ったので、同項によりその結果を公表する。

令和7年6月26日

古賀市監査委員 大西 宗

古賀市監査委員 結城 弘明



事務監査請求に係る監査結果の報告

第1 事務監査請求の内容

1 事務監査請求代表者

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

2 請求の要旨（請求書記載の原文のまま）

①令和4年11月25日付の古賀市職員の処分にて、「令和4年11月2日、業務終了後に飲酒し、市職員に対して暴行を加え傷害した。」と古賀市が公表。

その後、詳細説明を求めたが、以下理由で拒否された経緯があります。

・プライバシーの侵害や2次被害の恐れがある

ところが、その後、令和4年11月26日の毎日新聞に詳細記事が記載されていることが判明。

すでに公表されている事実がありながら、嘘をつき、マスコミと市民を差別した不公平な対応を行いました。

これは憲法21条「知る権利」、憲法14条「平等原則」に違反すると考えられ、不正の全容解明のため、監査を要望いたします。

また、この事件に関し、情報開示、不服申し立てを行いました。ほとんど情報が開示されませんでした。

古賀市職員懲戒等審査委員会実施報告書以外の委員に配布又は閲覧させた事案資料や懲戒処分の対象事案に関する聴取書及び報告書など情報開示可能と思われる資料が他に存在しないのか監査を要望いたします。

②西鉄宮地岳線跡地の活用について、2019年2月から「合意のとれた行政区から工事を始める」方針であり、古賀市は「住民との合意を得て、詳細設計・着工へと進んだ」と繰り返し説明してきたが、合意文書がない。市長が令和5年古賀市議会第4回定例会において存在すると回答したが、情報開示請求に一旦文書不存在と回答する等、対応が杜撰で古賀市情報開示条例に反する。

近隣住民の道路工事への反対意見は多く、合意の根拠が不明確であり、古賀市まちづくり基本条例第9条の情報共有、11条の共働に反しており、適正な手順で工事が着工されたのか監査を要望いたします。

また古賀南区の道路工事に関し、令和6年10月1日に住民が審査請求を提出したが、裁決が出るまでの期間も工事が継続され、この対応も適切であったのか監査を要望いたします。

③快生館のワークスペース事業の収支について、令和6年8月7日に情報開示請求を行ったところ、2024年度分を含めて、売上、経費を抽出した結果、約2億円の

赤字という結果でした。

しかし、令和6年古賀市議会第3回定例会の秋吉市議の一般質問では2024年までの予算を含め、約3.7億円の赤字という説明がありました。

情報開示請求が正しく開示されたのか、経費の詳細、また雇用創生と言いながら、運営委託会社が古賀市の会社ではないため、適正に選定されたのか監査を要望いたします。

3 請求の受理

本件事務監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第99条において準用する同令第96条第1項に規定する署名数が法定数に達しており、かつ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第10条に規定する様式を備えていると認めたので、令和7年1月21日にこれを受理し、同日、同令第99条において準用する同令第98条第1項の規定により、事務監査請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を告示し、かつ公表した。

4 請求に至る経過

令和6年11月6日	古賀市事務監査請求代表者証明書の交付申請	
令和6年11月15日	古賀市事務監査請求代表者証明書を交付し、その旨を告示	
令和6年12月19日	古賀市事務監査請求者署名簿の受理（選挙管理委員会）	
令和6年12月19日	古賀市事務監査請求者署名簿の審査開始（選挙管理委員会）	
令和7年1月9日	古賀市事務監査請求者署名簿の審査終了（選挙管理委員会）	
	署名総数	1,588人
	有効署名数	1,532
	無効署名数	56
	選挙人名簿登録者数	48,353人
	（令和6年12月1日現在）	
	有権者総数の50分の1	968人
令和7年1月10日	古賀市事務監査請求者署名簿の縦覧（選挙管理委員会）	
～	1月16日	
令和7年1月20日	古賀市事務監査請求者署名簿の返付（選挙管理委員会）	
令和7年1月21日	古賀市事務監査請求書の提出	
令和7年1月21日	古賀市事務監査請求書の受理	
令和7年1月21日	古賀市事務監査請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨の告示・公表	

第2 監査の実施

監査の実施に当たっては、請求の要旨に係る事務について、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象部局

請求の要旨①関係 総務部人事秘書課及び総務部総務課

請求の要旨②関係 建設産業部建設課及び総務部総務課

請求の要旨③関係 総務部経営戦略課

2 監査の期間

令和7年1月21日から令和7年6月26日まで

3 監査の方法

(1) 古賀市事務監査請求代表者への意見聴取

請求の要旨について、地方自治法第199条第8項の規定により、古賀市事務監査請求代表者に対して、意見聴取を行った。

聴 取 日 令和7年3月19日

(2) 監査対象部局への資料提出要求及び意見聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、監査対象部局に関係書類及び資料の提出を求め、かつ、監査対象部局の関係職員に対して、意見聴取を行った。

書 類 提 出 依 頼 (請求の要旨①②③関係) 令和7年3月 3日

書 類 の 提 出 (請求の要旨①②③関係) 令和7年3月 3日

～令和7年3月14日

聴 取 日 (請求の要旨①②③関係) 令和7年3月24日

書類追加提出依頼 (請求の要旨③関係) 令和7年3月25日

書 類 の 提 出 (請求の要旨③関係) 令和7年3月31日

第3 請求の要旨①について

1 請求の要旨

第1の2の①記載のとおり

2 争いのない事実

(1) 市職員の処分と公表

令和4年11月2日、市職員による傷害事件が発生した。市は、令和4年11月25日、加害職員に対する懲戒処分（以下「本件処分」という。）を公表し、マスコミ各社にプレスリリースを配布した。

(2) 本件処分に関する問合せ

■■■■氏（以下「■■■■氏」という。）は、令和4年12月28日から令和6年8月30日にかけて、20通ほどメール及び投書で本件処分に関する質問を行い、人事秘書課がこれらの質問にメールで回答した。

(3) 市政情報開示請求による情報開示と審査請求

上記(2)のやり取りの間に、■■■■氏は、本件処分に関する市政情報開示請求を行い、これに対し、部分開示決定が出された。これを受け■■■■氏は、部分開示決定に対する審査請求を行った。この審査請求に対しては、古賀市情報公開・個人情報保護審査会の諮問を経て、裁決が出された。

上記(1)、(2)及び(3)の時系列は下表のとおりである。

令和4年11月 2日	業務終了後に飲酒をして、加害職員が被害職員に暴行を加え怪我を負わせた事件が発生
令和4年11月24日	古賀市職員懲戒等審査委員会実施
令和4年11月25日	本件処分を古賀市公式ホームページに公表し、マスコミ各社にプレスリリースを配布
令和4年11月26日	毎日新聞に記事が掲載される
令和4年12月28日	■■■■氏と市の間で質問・回答等のやり取り
令和5年 2月17日	■■■■氏による市政情報開示請求
令和5年 3月 3日	市政情報部分開示決定
令和5年 5月15日	上記部分開示決定内容に係る■■■■氏による審査請求
令和5年 9月11日	審査請求に対する裁決
令和6年 8月30日	■■■■氏と市の間で質問・回答等のやり取り

3 監査の結果

監査委員としては、請求の要旨①及び令和7年3月19日に実施した意見聴取の内容を踏まえ、市の公表内容が適切であるか否か、市民とマスコミとで異なる対応をしたか（異なる対応をした場合にはこのことが不合理であるか否か）、他に開示できる文書等はないかを監査し、本件各事務に違法又は不当な点がないかを検討する。

(1) 市の公表内容の適切性について

ア 認定した事実

(ア) 公表の指針

市は、服務規律の一層の向上と高い倫理性を確立することを目的として、地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分等について、原則として、①事案の概要、②該当職員の所属する所属名（被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合は部局名とする。）、③該当職員の職名、④該当職員の年齢及び性別、⑤処分の内容、⑥処分年月日を公表することとしている。ただし、公表されることに

より被害者のプライバシーが侵害される可能性がある場合には、例外的にその一部又は全部を公表しないことがある（以上について、古賀市職員の懲戒処分公表基準）。

また、市が、懲戒処分に関し記者から問合せを受ける際には、原則として人事秘書課長が対応し、公表した内容を前提に回答することとしている。

(イ) 本件処分に関する公表の経緯

市は、令和4年11月25日、本件処分について古賀市公式ホームページに公表し、公表したものと同一内容のものをマスコミ各社にプレスリリースとして配布した。

同日、複数の記者から記事作成のための電話取材があり、人事秘書課長がプライバシーに抵触しない範囲でこれに回答した。

(ウ) 市による公表内容

市が職員の処分について公表した項目は以下のとおり。

- a 所属 総務部
- b 職名 参事補佐
- c 性別 男性
- d 年齢 40代
- e 処分の対象となった事案

令和4年11月2日、業務終了後に飲酒し、市職員に対して暴行を加え傷害した。

- f 処分内容 懲戒処分（減給6か月、給料の10分の1）
- g 処分年月日 令和4年11月25日

(エ) 市政情報開示請求について

令和5年2月17日に■■■■氏を請求者として、古賀市長（所管課：総務部人事秘書課）に対し、「令和4年11月25日付で行われた古賀市職員の懲戒処分について、懲戒処分の対象となった事案の詳細が記録された文書（なお、個人識別に係わる情報や処分判断過程に関する情報は求めておらず、個人名等に黒塗りした上で、事案の経過のみを開示いただきたい）」との内容にて市政情報開示請求がなされた。これに対し、令和5年3月3日、古賀市情報公開条例第7条第1号及び第5号を理由に、部分開示決定がなされた。

(オ) 審査請求について

令和5年5月15日に■■■■氏を審査請求人として、古賀市長（所管課：総務部総務課）に対し、「令和5年3月3日付の市政情報開示決定通知の開示内容はほぼ全て黒塗りでした。令和4年11月26日の毎日新聞の朝刊には事件の概要が掲載、公表されています。公正公平な判断での市政情報開示を求めます。」との理由にて審査請求がなされた。

当初開示されていた情報は、古賀市職員懲戒等審査委員会実施報告書の「日時」「場所」に記載されている情報のみであったが、審査請求の手続きを経たのち、「対象事案」に関する説明の一部、出席者に関する情報（職名、委員会内の役割、氏名）が開示された。

イ 監査委員の判断

市は、本件処分の概要を上記（ウ）のとおり公表しており、古賀市職員の懲戒処分公表基準において公表すべきとされる情報をすべて明らかにしている。したがって、公表の内容として必要十分であると考えられる。なお、諮問を受けた古賀市情報公開・個人情報保護審査会の答申も、「対象事案」に関する説明の一部、出席者に関する情報を開示すべきとするにとどまり、古賀市職員懲戒等審査委員会実施報告書の大部分が開示情報であるという結論であった。

よって、本件事務につき違法又は不当な点があったとは認められない。

(2) 市民とマスコミに対する対応の差異について

ア 認定した事実

令和4年11月26日の毎日新聞では、上記（ウ）記載の市の公表内容に加え、「市によると、参事補佐は2日夕の業務終了後、この職員ら計4人で福岡市内の飲食店で飲み会を開いた。別の店でも飲食した後、タクシーで古賀市に戻ってきた3日未明、路上で職員の太ももを蹴り、首を押さえつける暴行を加えた。職員の首にはあざができたという。2人の間に個人的なトラブルがあり「かっとなった」と理由を説明しているという。」との情報が報道された。

この記事は、記者からの個別の問合せに対し、市が回答した内容を基に作成したものである。

イ 監査委員の判断

確かに、市が問合せをしてきた記者に対し、公表内容よりも詳しい事実関係を伝えていることが認められる。しかし、記者に伝えた事実関係は、あくまで公表内容を補足する位置付けのものであり、新たな事実を明らかにするものではない。

他方、市民（審査請求人を含む）が市から本件処分に関する情報を入手するためには市政情報開示請求によることになる。古賀市情報公開条例第7条第1号から第6号において不開示情報が定められており、市は不開示情報を開示することはできない。

そうすると、市民とマスコミとで若干異なる取扱いをしている結果とはなるが、マスコミに対してのみ新たな情報を開示したわけではなく、また、古賀市情報公開条例で開示することができる情報が決まっていることからすれば、これらの異なる対応が不合理であるとはいえない。

(3) 他に開示できる文書等はないかについて

監査委員の判断

令和5年2月17日の市政情報開示請求で求められている内容「令和4年11月25日付で行われた古賀市職員の懲戒処分について、懲戒処分の対象となった事案の詳細が記録された文書（なお、個人識別に係わる情報や処分判断過程に関する情報は求めておらず、個人名等に黒塗りした上で、事案の経過のみを開示いただきたい）」については、「古賀市職員懲戒等審査委員会実施報告」の部分開示決定及び審査請求に対する裁決による一部開示決定をもって回答されている。

また、監査委員において確認したところ、本件処分に関連し存在すると考えられる文書は市政情報開示請求で開示の対象になって開示されていると認められ、他に開示できる文書等はないと判断した。

よって、本件事務に違法又は不当な点はない。

4 監査委員の意見

本件事案は市職員の処分に係る公表内容が論点となっており、古賀市職員の懲戒処分公表基準に沿って迅速に情報発信していることは、当然であり適切な判断であった。

公表に当たり、傷害事案を対象とした処分ということで、被害者のみならず加害者のプライバシーにも配慮する必要があるため、細心の注意を払い、総合的に判断したうえで公表内容を決定したものと推察される。

しかしながら、市民とのメールのやりとりが繰り返され、市民の疑問が解消されず、事務監査請求に至ったことは残念である。

今後は、疑問を抱える市民の声に十分耳を傾け、その疑問に答えるとともに、たとえ相手が望まぬ結論であっても、法律の限界、条例等及び施策の趣旨などを分かり易く説明するなど、適切かつ柔軟な対応を望みたい。

第4 請求の要旨②について

1 請求の要旨

第1の2の②記載のとおり

2 争いのない事実

(1) 西鉄宮地岳線跡地整備計画について

平成19年3月に西鉄宮地岳線一部区間（西鉄新宮駅から津屋崎駅までの間）が廃止された。その後、市は、西鉄宮地岳線跡地の活用に関する意見交換会や各種市民アンケート調査を実施し、平成27年度に「西鉄宮地岳線跡地の土地利用整備計画（案）」を作成した。

中村市長は、西鉄宮地岳線跡地全域について一括して整備を進めていく方針を立て、西鉄宮地岳線沿線の行政区に対し説明会を実施した。その後、中村市長から田辺市長に交代した後は、西鉄宮地岳線跡地全域について一括して整備を進めるとなると

調整に非常な時間を要するため、整備に着手できる行政区から個別に整備を進めていく方針に転換し、「対話集会」という名称で説明会を実施してきた。田辺市長は、対話集会等を通じて市民の合意を得られたと判断した行政区から整備を進めている（以下「本件整備事業」という。）。

(2) 本件整備事業の状況（令和7年3月末現在）

- ・令和4年10月 中川（第1工区）工事着手
- ・令和5年 3月 中川（第1工区）工事完了
- ・令和5年10月 中川（第2工区）工事着手、花見南（第1工区）工事着手
- ・令和6年 3月 中川（第2工区）工事完了
- ・令和6年 6月 花見南（第1工区）工事完了
花見南（第2工区）工事着手、古賀南工区工事着手
- ・令和7年 1月 古賀南工区工事完了
- ・令和7年 2月 花見南（第2工区）工事完了

3 監査の結果

監査委員としては、請求の要旨②及び令和7年3月19日に実施した意見聴取の内容を踏まえ、合意文書がなく本件整備事業の工事に着手したことの適否、審査請求を行って裁決が出るまでの期間も工事が継続されたことの適否を監査し、本件各事務に違法又は不当な点がないかを検討する。

(1) 合意文書がなく本件整備事業の工事に着手したことの適否について

ア 認定した事実

(ア) 法律の定め

道路整備について住民等との合意文書を取り交わさないと工事に着手できないとの法律の定めはない。また、道路整備について説明会を実施することを義務付ける法律の定めもない。

(イ) 工事着手に至るまでの流れについて

- a 第4の2記載のとおり、本件整備事業は行政区ごとに進められており、対話集会、設計、説明会、工事の順で行われている。対話集会は、設計に入る前に、住民に西鉄宮地岳線跡地整備の大枠の説明と意見聴取を行うもので、説明会は、設計終了後に具体的な工事内容について説明を行うものである。設計及び工事については、議会議決を経て予算を確保することと、発注に係る契約締結のための手続きが必要となる。これらを踏まえると、円滑に進んで以下のようなスケジュールとなる。

n年度 …対話集会、n+1年度に設計を行うための予算要求、議会議決

n+1年度…設計発注、設計を持って説明会、n+2年度に工事を行うための
予算要求、議会議決

n + 2 年度…工事発注

b 市議会に対しては、本会議における一般質問、市民建産委員会、予算審査特別委員会等において西鉄宮地岳線跡地の土地利用に関して説明し、事業費にかかる予算の議決を得ている。

イ 監査委員の判断

前述のとおり、道路整備について合意文書を取り交わさないと工事に着手できないとの法律上の定めはない。

また、対話集会や説明会を実施することも法律上の義務ではないから、対話集会等の実施回数や内容は、本件整備事業を進める市の裁量に委ねられるものと考えられる。

さらに、事業実施に係る予算についても市議会にて議決されていることを踏まえると、工事に至るまでの手続に違法又は不当な点は認められず、本件事務は適正に行われたものと判断する。

(2) 裁決が出るまでの期間も工事が継続されたことの適否について

ア 認定した事実

(ア) 審査請求について

令和6年10月1日に■■■■氏を請求人として、古賀市長（所管課：総務部総務課）に対し、「現在行っている古賀南区での道路整備の処分（事業）を取り消す」との趣旨にて審査請求がなされた。

上記審査請求は、行政不服審査法第24条第2項にあたるため、審理手続を経ずに、同法第45条第1項の規定により却下となった。

(イ) 行政不服審査法の規定

行政不服審査法第25条第1項は、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と規定し、執行不停止の原則を採用している。

イ 監査委員の判断

審査請求後も工事が継続されたことに関しては、上記（イ）記載のとおり、執行不停止原則が採用されていることから、工事を継続したことについて違法又は不当な点は認められない。

4 監査委員の意見

西鉄宮地岳線の西鉄新宮駅から津屋崎駅間の廃線は、平成19年3月であり、その跡地整備事業について、現段階でも継続中であることからすると、市としての一大事業であり積年の課題であると考えられる。

この宮地岳線跡地の用地については、市が土地開発公社を介して購入を進めた公有地であり、本来、市が独自に開発を進めていくことができる事業であるが、当該整備事業着工に向けて、その沿線行政区に対し対話集会等を行っていることは、沿線住民の意見

及び理解を求めようとする姿勢がうかがえる。

ただ、対話集会等を実施している沿線住民全員の意見を聞き全員の賛同を得るのは困難であることは明白であり、最終的には市の裁量により着工の判断をすることとなる。

その際には、市の事業であることも鑑み、地方自治の本旨であるところの、住民の意思を尊重しつつ、市全体の住民の福祉の増進を図ることを本懐として決定していただきたい。

第5 請求の要旨③について

1 請求の要旨

第1の2の③記載のとおり

2 争いのない事実

(1) 快生館について

快生館は、薬王寺地区に存する、市内で唯一の温泉法に基づく温泉を有する旅館であったが、令和2年5月に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け休業状態となった。

(2) ワークスペース事業について

国は、サテライトオフィス等の施設整備・運営及び地方創生に資するテレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を、地方創生テレワーク交付金等により支援していた。

(3) 快生館ワークスペース事業

市は、前述のとおり休業状態となった「薬王寺温泉」という重要な地域資源が失われることを危惧し、快生館をインキュベーション（新規創業の支援、新ビジネスの創出）施設として再生し、古賀市への移住等を促す新たな取組を展開するために活用することとした。市は、上記(2)記載の国からの交付金等も活用しながら、令和2年度から快生館を借り受け、令和2年度から令和3年度にかけてリノベーションを行った。その後、公募型プロポーザル方式で選定した株式会社スマートデザインアソシエーション（現：株式会社SALT）が令和3年10月に運営を開始した。

(4) 施設の運営委託の業務内容

快生館の運営委託の内容は、開設準備業務、コワーキングスペース・オフィススペース・フリースペース・浴場部分の管理運営業務、清掃業務、セキュリティ対策、利用者の安全確保、緊急時の対応、施設の利用促進等を行うことにより新規創業支援や新ビジネス創出を促進するインキュベーション事業を行うこととされている。

3 監査の結果

監査委員としては、請求の要旨③及び令和7年3月19日に実施した意見聴取の内容

を踏まえ、情報開示が正しく行われたのか、また、運営会社の選定の適否について監査し、本件各事務に違法又は不当な点がないかを検討する。

(1) 情報開示が正しく行われたのかについて

ア 認定した事実

(ア) 市政情報開示請求について

令和6年8月7日に■■■■氏を請求者として、古賀市長（所管課：総務部経営戦略課）に対し、「2021年11月にリニューアルオープンした快生館について、今までに古賀市が負担した費用全てが分かる資料（リフォーム費用や月別の収支など）」の市政情報開示請求がなされた。しかし、請求者が求める資料自体は不存在だった。これは、市政情報開示制度は現存する資料を提出することが原則であり、開示請求を受けた後に新たに資料を作成することは予定されていないためである。その後、市は、請求内容の補正を行うことで提供できる資料があると判断したことから、請求者との調整のうえ、「今までに古賀市が負担した費用全てが分かる資料（リフォーム費用や月別の収支など）」の部分を「今までの決算資料、運営実績資料」に補正し、令和6年8月21日に開示決定がなされた。

開示された内容は、

- ・令和2年度古賀市決算に関する資料（167、168ページ）
- ・令和3年度古賀市決算に関する資料（77～80、173、174ページ）
- ・令和4年度古賀市決算に関する資料（75～78ページ）
- ・令和3年度快生館運営実績 快生館売上（税込）（令和3年度）
- ・令和4年度快生館運営実績 快生館売上（税込）（令和4年度）
- ・令和5年度快生館運営実績 快生館売上（税込）（令和5年度）

である。

開示後、請求者からの求めもあり、開示資料について説明を行った。

(イ) 令和6年古賀市議会第3回定例会の秋吉市議の一般質問について

請求の要旨③の「令和6年古賀市議会第3回定例会の秋吉市議の一般質問では2024年までの予算を含め、約3.7億円の赤字という説明がありました。」とは、令和6年9月10日に行われた令和6年古賀市議会第3回定例会の秋吉市議の一般質問において使用された資料のことを指している。

イ 監査委員の判断

請求者との話し合いによる補正により、請求対象となる資料が特定・開示されていることから、情報開示の手續に違法又は不当な点はなかったと判断する。

なお、請求の要旨③において、「令和6年8月7日に情報開示請求を行ったところ、(略)約2億円の赤字という結果でした」「秋吉市議の一般質問では(略)約3.7億円の赤字という説明がありました」と言及されている。この点について、前者は、開示された資料を基に請求者が積算したものであると認められる。これに

対し、後者については、請求者が市政情報開示決定を受けた資料と同一のものを秋吉市議が使ったかどうか不明である。したがって、金額に違いが生じていることが、開示請求手続に原因があるとは認定できないことから、本件事務に違法又は不当な点があるとは認められない。

(2) 運営会社の選定の適否について

ア 認定した事実

(ア) 運営会社の選定方法について

運営会社の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式で選考を行い、選考に際しては、古賀市インキュベーション促進委託公募型プロポーザル【実施要領】、令和3年度古賀市インキュベーション促進委託要求水準書、古賀市インキュベーション促進委託公募型プロポーザル審査基準等に基づき実施している。

【実施要領】の参加資格の要件及び契約締結に至るスケジュールは次のとおりである。

・参加資格の要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人又は複数の法人で構成される団体で、次に掲げる事項を満たす者とする。

なお、申請書が受理された場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

- ① 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和3年・令和4年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「物品・役務」（その他役務）に登録されている者であること。
ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込書提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- ⑤ 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- ⑦ 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運

用が行われていること。

・スケジュール

令和3年 7月12日	古賀市インキュベーション促進委託公募型プロポーザル実施の公告（古賀市公告第27号） 古賀市公式ホームページで公表
令和3年 7月16日	上記プロポーザルに係る質問書受付期限
令和3年 7月21日	上記プロポーザルに係る質問回答日
令和3年 7月28日	参加申込書提出期限
令和3年 8月11日	企画提案書等提出期限
令和3年 8月13日	一次審査（参加資格要件審査）実施及び結果通知
令和3年 8月18日	二次審査（プレゼンテーション審査）実施
令和3年 8月19日	二次審査結果通知及び古賀市公式ホームページでの結果（得点と順位）の公表
令和3年 9月 1日	契約締結

（イ）運営会社の選定に至る経過について

参加申込書提出期限及び企画提案書等提出期限までに2社申込みがあり、一次審査では実施要領に示す参加資格の要件等を満たしているか審査を行い、2社とも通過した。

二次審査ではプレゼンテーション審査（プレゼンテーション60分、質疑応答30分）を実施。審査にあたり古賀市インキュベーション促進委託公募型プロポーザル選考委員会を設置し、企画提案の内容について総合的に評価を行った。この選考委員会は、評価を行う選考委員として職員6名のほか、オブザーバーとして専門分野に精通する学識者及び団体からの推薦者3名で組織された。評価は採点方式で行い、その選考基準として、「各委員の合計点数を平均し、点数の大きい順番で順位をつける。なお、最高得点が複数ある場合は、ランクA（B）の項目が多い者を最優秀者として選考する。ただし、合計点数の平均が150点に満たない場合、最優秀者として選考しない。また、ランクFの項目が1つ以上ある場合は、合計点数の平均が高くとも、選考しない場合がある。」を設定していた。

二次審査の結果、株式会社スマートデザインアソシエーション（現：株式会社SALT）が、平均点が212.0と合計点数の平均が最も高く、またその他の選考基準も満たしており、受託候補者として選定された。その後契約内容等の協議を行い、市と株式会社スマートデザインアソシエーション（現：株式会社SALT）は、令和3年9月1日から令和8年3月31日までの期間でインキュベーション促進委託契約を締結している。

イ 監査委員の判断

古賀市インキュベーション促進委託における業者選定に当たっては、良好な施設の管理及び運営の計画や地域と連携した施設活用等、専門的知見と技術が求められることから、単純な価格競争による業者選定ではなく、事業者の創意工夫を活かした提案を取り入れる公募型プロポーザル方式を採用し、古賀市内に限らず、広く募集したものである。

実際の運營業者の選考過程においても、前述のとおり選考基準を示すとともに適宜公募及び公表等を行い、かつ選考委員会に外部のオブザーバーが関わるなど、選考の透明性、公正性の確保に配慮しながら行われたことがうかがえ、違法又は不当な点は認められず、本件運営会社の選定は適正に行われたものと判断する。

4 監査委員の意見

本事案で論点となっている快生館は、市の施策の一環として運営しているインキュベーション施設である。

その施設運営については、市議会に対し説明を行い、事業費に係る予算の議決を得て実施しているところであり、快生館の運営を委託する業者選定も適正に行われている。

その運営委託の契約期間は令和8年3月31日までと現時点で継続中の事業であり、監査委員としては、施策の目標達成に寄与するよう、また事業目的等に沿った運営を行っていただくよう望むものである。